

仙台市国民保護協議会部会の設置について

1 概要

仙台市国民保護協議会条例第6条において、協議会は、部会を置くことができるとされており、部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名することとされている。

国民保護事案が発生した際、迅速かつ的確な住民の避難を実現するためには、可能な限り速やかに避難実施要領を作成することが必要であることから、避難実施要領のパターンの検討、作成等を行う部会を設置するもの。

2 部会の事業内容等

(1) 名称

仙台市国民保護協議会部会（事務局：仙台市危機管理局危機対策課）

(2) 事業内容

あらかじめ想定し得る全ての避難実施要領のパターンの検討、作成

3 部会の委員

- ・仙台市 危機管理局長（部会長）
- ・宮城海上保安部 宮城海上保安部長
- ・陸上自衛隊 第22即応機動連隊長
- ・宮城県 復興・危機管理部 危機管理監
- ・宮城県警察本部 宮城県警察仙台市警察部長
- ・仙台市 消防局長
- ・日本赤十字社宮城県支部 事務局長

4 今後の予定等

部会の下に各機関の担当職員等で構成する「作業部会」を設置し、以降、年内に作業部会を数回開催し、避難実施要領のパターンの検討、作成を行う予定

【参考】 仙台市国民保護協議会条例（抜粋）

（部会）

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員又は専門委員がこれに当たる。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員又は専門委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

【参考】 仙台市国民保護計画（抜粋）

第2編 第2章

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、宮城海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。